

【守谷市】令和8年度入所分 管外受託用 広域入所確認シート

守谷市外在住で守谷市への転入予定がない方が、守谷市の保育所入所を申し込む場合に、提出してください。

(お住まいの市区町村書式の申込書類一式に添付して、お住まいの市区町村の保育担当課に提出)

1. 出産予定について、次のA・Bから選択し、○をつけてください。Aの場合は、予定を記入してください。

※ 産前休暇開始の前月までに入所し、復職ができない場合は、利用調整対象外となります。(「妊娠・出産」での短期間入所の申込みを除く。)

A. 予定有	⇒	【A. 予定有の場合】
		出 産 予 定 日 : 令和 年 月 日 [申込児童 ・ 申込児童以外]
		産前休暇開始予定日: 令和 年 月 日
B. 予定無		育児休業取得予定 : 無 ・ 有 (令和 年 月 日まで)

2. きょうだい同時申込みの場合のみ、次の入所条件を1つ選択してください。(同時申込みでない場合は、問3へ)

- | | |
|--|---|
| ☐ 同園・同時期のみ入所希望 | ☐ 別園でも構わないので同時期入所希望
(注:希望順位が低くても同園入所が可能な場合は、その施設に入所決定します) |
| ☐ 同園であれば別時期入所でも構わない | ☐ 別園・別時期の入所でも構わない
(注:希望順位が低くても同園入所が可能な場合は、その施設に入所決定します) |

3. 以下の同意事項について、内容を確認をしたうえで、チェック欄に✓を入れ、署名をお願いします。

No.	入 所 申 込 み に あ た っ て の 同 意 事 項	チェック
1	次の場合、利用承諾取消・保育実施解除(退所)だけでなく、 <u>文書偽造による処罰の対象となる場合があります。</u> ● 就労していないにもかかわらず就労している等、 事実と異なる虚偽の記載や申立てをした。 ● 重要事項(お子さんの行動・食事・医療面等の発育上で気になる点、その他家庭状況等)について、 故意に申告しなかった。	
2	申込内容に変更が生じた場合は、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課を通じて申し出てください。 変更内容は各回の利用調整締切日までに守谷市役所に届いたものが反映となります。 また、入所後についても、就労状況や家庭状況等に変更が生じた際は、速やかに守谷市役所すぐく保育課にご連絡ください。	
3	育児休業中または就労内定で入所決定となった場合、 入所日の翌月15日まで (3月入所の場合は3月31日まで)に、 父母ともに復職(内定の場合は就労開始)する必要があります。 復職後2週間以内に、復職日の記載された就労証明書を提出してください。 入所決定後に入所日を遅らせることはできませんので、期日までの復職の可否について就労先と調整したうえで お申込みください。 申込時に提出した就労日数・就労時間と同条件での復職が確認できない場合は、保育実施解除(退所)となります。	
4	市が必要と認めた場合、お子さんの状況を確認するため、 医師の意見書または診断書の提出を求める場合があります。 また、市が必要と認めた場合、施設がお子さんを安全に預かれるか判断するために、入所決定前に面接を実施したうえで、最終的な入所の可否を決定する場合があります。	
5	基本的に守谷市民の児童が優先で利用調整を行います。また、利用承諾となった場合でも、単年度入所(年度末までの入所)となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要がありますので、ご注意ください。	
6	【妊娠出産などの理由で「短期間限定の入所」を申し込む場合】 短期間入所の期間満了後は、いかなる理由があっても、施設の利用継続はできません。また、退所後の期間について就労等の理由による入所を申し込む場合は、期間限定入所の退所月から受付が可能です。(退所月の翌々月以降の入所を希望できます。)	

以上の内容について確認し、同意しました。

保護者氏名(父)

令和 年 月 日

保護者氏名(母)

(※ 裏面 問4に続く)

● 申込児童名:

(年 月 日生)

4. 【就労中・育児休業中のかた】入所日時点の就労状況について、A～Dのうち該当する内容を選択してください。

【注】入所時に今回の申告と状況が異なる場合は、入所決定取消または保育実施解除(退所)となりますので、ご注意ください。

父	母	入所日時点の就労状況	提出書類
☐	☐	A. 現在の就労先を継続 (または勤務地異動)	現在の就労先の就労証明書
☐	☐	B. 転職先が決定している	現在の就労先の就労証明書 + 転職先の就労証明書
☐	☐	C. 現在の就労先を退職する (転職先未定または転職先の就労証明書未提出)	就労確約書 (居住する市区町村の該当する書類)
☐	☐	D. 現在の就労時間・日数と同条件で、入所日までに転職先を見つけると誓約する	現在の就労先の就労証明書 + 以下について誓約
【誓約欄】入所日までに、「現在の雇用条件の就労時間・日数」と同条件(同じ利用調整点数帯)の転職先から内定を得て、就労証明書を提出します。また、入所翌月15日までに就労開始します。 条件を満たせなかった場合は、保育所利用承諾の取消(または保育実施の解除)となっても異議はありません。			☐ 以上について、誓約します。

5. 世帯の状況について、該当するものに✓を入れてください。 【注】追加で証明書類の提出を求める場合があります。

☐	入所希望日が4月～9月の世帯	+1
☐	ひとり親世帯	+100
☐	調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中(裁判上の離婚) かつ別居中	+20
☐	離婚前提別居中(調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中は除く)	+10
☐	生活保護受給世帯	+10
☐	☐ 保護者が拘禁中 ☐ 家計の主宰者が倒産、失業	+8
☐	やむを得ない事情により父母のいずれかが保育を行うことが出来ない場合 ☐ 単身赴任中【期間: 】 ☐ 入院中【期間: 】	+5
☐	保護者がいずれかの交付を受けている場合 (写しを添付してください。) ☐ 身体障がい者手帳1級、2級 (聴覚障がい3級を含む) ☐ 精神障がい者保健福祉手帳1級 ☐ 療育手帳マルA、A (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点を行わない。)	+10
☐	保護者がいずれかの交付を受けている場合 (写しを添付してください。) ☐ 身体障がい者手帳3級、4級 (聴覚障がい3級を除く) ☐ 精神障がい者保健福祉手帳2級 ☐ 療育手帳B (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点を行わない。)	+8
☐	保護者がいずれかの交付を受けている場合 (写しを添付してください。) ☐ 身体障がい者手帳5級以下 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳3級 ☐ 療育手帳C (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点を行わない。)	+5
☐	同居親族(当該児童・保護者以外)にいずれかの所持者がいる場合 (写しを添付してください。) ☐ 身体障がい者手帳4级以上 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳2级以上 ☐ 療育手帳B以上 ☐ 要介護1以上の認定 (※ ただし、基本点数を「親族の介護・看護」で採点している場合は、重複採点を行わない。)	+3
☐	保育士・子育て支援員・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・保健師・看護師・准看護師の資格を有した父母が、守谷市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設・幼稚園で勤務(内定を含む)して保育を行う場合	+80
☐	【保育士加点 同意欄】 (※ 次の条件に同意する場合は、保育士加点をして審査します。) ☐ ・ 加点を受けて利用承諾となった場合、原則として1年以上、守谷市内の保育施設に勤務をすることが条件となります。 ・ 児童の入所前に守谷市内の保育施設を退職(または内定辞退)した場合、利用承諾は取消(または退所)になります。	
☐	申込児童の世帯に過去5年間のうち3か月分以上の保育料の滞納がある場合	-50
人	申込児童以外のきょうだいのうち、未就学児童(小学校入学前の児童)の人数	児童1人につき+4
☐	申込児童以外のきょうだいに、次のいずれも該当しない未就学児童がいる場合 ・ 幼稚園の利用(または利用契約) ・ 保育所の利用(または利用申込) ・ 認可外保育施設や企業内託児所の利用 (※ ただし、当該児童が介護・看護の対象児童である場合は除く。)	-10

☐ 上記のいずれにも該当しません

【市記入欄】

☐	守谷市外に居住しており、守谷市への転入予定もない世帯 (※ ただし、守谷市内の教育・保育施設で勤務して保育を行う「保育士加点」の採点をする場合は、減点しない。)	-150
--------------------------	---	------